

所管部課	地域福祉部 福祉推進課	部長	伊野宮 崇		
件名	令和5年度東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業				
	実施要綱について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、「令和5年度東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり3万5千円）」を支給するため、必要な事項を定めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 支給対象者 基準日（令和5年6月1日）において、市の住民基本台帳に記録されている者で、次の①又は②に該当する世帯の世帯主とする。 ① 令和5年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯（非課税世帯） ② ①のほか、予期せず令和5年1月から令和5年9月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）</p> <p>(2) 支給額 1世帯当たり3万5千円</p> <p>(3) 支給の方法 ①の世帯：対象世帯に対して確認書を郵送し、返送された確認書等の内容を確認の上、指定の口座に振り込む。（確認書の郵送予定時期：令和5年7月下旬） ②の世帯：対象世帯からの申請を受け付け、申請書等の内容を審査の上、支給を決定した場合、指定の口座に振り込む。（申請書の受付開始時期：令和5年8月1日）</p> <p>(4) 申請期限 ①及び②の世帯：令和5年10月31日（消印有効）</p> <p>(5) 施行日 本要綱の制定起案決裁日</p> <p>2. 影響及び効果 臨時特別給付金の支給事務を適切に進めることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年 3月22日 「物価・賃金・生活総合対策本部」において、低所得世帯（非課税世帯等）に対し1世帯当たり3万円を目安に支給する方針を決定</p> <p>令和5年 3月28日 上記の方針に基づき、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額について、閣議決定</p> <p>令和5年 6月13日 市補正予算可決</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する通知を参考に進める必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。